

大野市都市景観形成建築物等整備事業

■ 助成の対象

助成の対象は、大野市景観条例に基づく景観形成地区内に立地する住宅・店舗などの建築物の外観の修景、広告物や空調・電気の設備機器等の撤去や修景、門・塀・柵・植栽・街灯などの外構施設の修景です。

■ 助成の制限

- ・壁面の助成対象は、道路等公共空間から容易に望見できる部分とします。
- ・屋根は道路に面する建物の全てを助成対象とします。
- ・屋根だけの修繕は助成の対象としません。
- ・工事見積額が適正に算出されていることを判断するため、第三者の建築設計事務所による見積額適正証明書の添付が必要です（証明代10万円）。
- ・10年間は施設の保守、管理に努めることとします。
- ・設計者及び施工者は大野市内に住所又は事業所を有する者に限ります。
- ・準防火地域内の場合は、建築基準法の防火基準を満たす構造にするものとします。
- ・助成は1敷地で1回に限ります。ただし、複数年度を要する等特別の事情があるものとして市長が認めるものについては、複数回受けることができる場合があります。（補助は単年度ごと）

■ 助成金額

助成対象経費	経費の内容	助成率	限度額
建築設計費 ※1	建築設計に要する費用(工事監理費、見積額の適正証明代を含む)	10分の6	50万円
住宅等修景費	住宅等の増築、改築、修繕又は模様替えに係る工事に要する費用のうち、外観に係る経費(屋根に係る経費を除く)	10分の6	200万円
住宅等屋根修景費	住宅等の増築、改築、修繕又は模様替えに係る工事に要する費用のうち、屋根に係る経費	10分の6	60万円
色彩修景費	周辺地域と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩の修景に要する費用	10分の6	30万円
建築設備等修景費	景観を阻害している給排水設備、電気設備、広告物等の除去、隠蔽又は改善に係る工事に要する費用及び景観に配慮した広告物の設置に係る工事に要する費用	10分の6	30万円
外構修景費 ※2	門、塀、さく、植栽又は街灯等の整備に要する工事に要する費用	10分の6	200万円

◎同一敷地内において、助成対象経費の合計の限度額を **300万円** とします。←

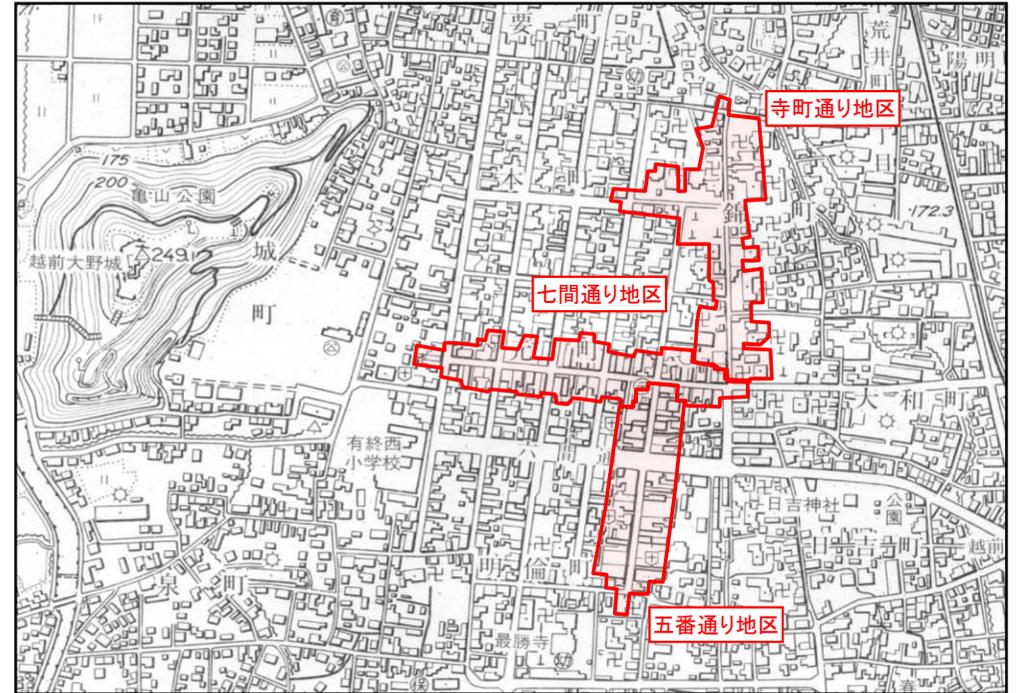
◎角地における同一敷地内の助成対象経費の限度額は400万円とします。
また、住宅等屋根修景費以外の各項目の限度額を1.5倍とします。

※1. 建築設計費は、建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で業務報酬基準をもとに算出した額を限度とします。

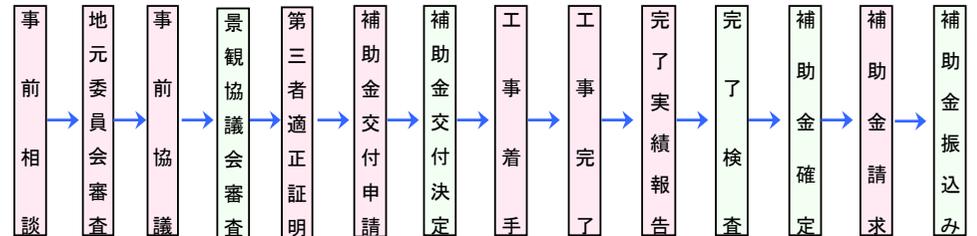
※2. 外構修景費のうち、塀又はさくに係る費用は、1m当たり4万円（※8万円）を限度とします。
また、生垣に係る費用は1m当たり5千円（※1万円）を限度額とします。（※）は寺町通り地区

■ 助成対象地区

景観形成地区（3地区）……七間通り地区・五番通り地区・寺町通り地区



■ 助成手続きの流れ



七間・五番 修景整備の例

